

## 山口県立大学条例を廃止する条例(案)の概要

### 1 条例案の概要

- (1) 山口県立大学条例（昭和49年山口県条例第52号）を廃止し、関係条例の規定を一部改正する。
- (2) 施行期日 平成18年4月1日
- (3) 山口県立大学条例の廃止に伴い、一部改正する関係条例
  - ア 一般職に属する学校職員の給与に関する条例
  - イ 山口県使用料手数料条例
  - ウ 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例
  - エ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
  - オ 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
  - カ 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例
  - キ 貸付金の返還債務の免除に関する条例

### 2 その他

山口県学校職員定数条例については、他の県立学校の定数改正に併せて、別途、改正する予定。